

## 三重県小児医療懇話会設置要綱

## (設置)

第1条 三重県における小児の医療提供体制及び療養・療育支援体制の充実にあたり、広く関係者の意見を求めるため、「三重県小児医療懇話会」(以下「懇話会」という)を設置する。

## (業務)

第2条 懇話会は小児医療提供体制の整備推進を図るため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 小児に対する医療提供体制の整備に関すること
- (2) 小児の療養・療育支援体制の充実にに関すること
- (3) 小児に対する医療を担う人材の育成・確保に関すること
- (4) その他医療保健部長が必要と認める事項

## (構成)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他医療保健部長が必要と認める者のうちから、医療保健部長が任命する。

## (委員の任期)

第4条 懇話会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

## (座長等)

第5条 懇話会に座長を置き、懇話会委員から互選により選出する。

- 2 座長は懇話会の進行を行う。
- 3 座長の承諾で、委員以外の専門家等の意見を聴くことができる。

## (会議)

第6条 懇話会は、座長が招集し、その議長になる。

## (事務局)

第7条 懇話会の庶務は、三重県医療保健部において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し、必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

(付則)

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。